

**青梅市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

新病院の開院に合わせ、医療法第 27 条の規定にもとづき、東京都知事から病床数の変更の許可を受けたことに伴い、病床数を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例**

(青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「475 床」を「465 床」に、「4 床」を「6 床」に改める。

(青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の改正規定中「475 床」を「465 床」に、「50 床」を「30 床」に、「4 床」を「6 床」を「50 床」を「30 床」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の青梅市病院事業の設置等に関する条例の規定は、令和5年11月1日から適用する。